

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計画主体	御宿町

## 御宿町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 御宿町役場産業観光課  
所在地 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1 5 2 2  
電話番号 0 4 7 0 - 6 8 - 2 5 1 3  
F A X 番号 0 4 7 0 - 6 8 - 3 2 9 3  
メールアドレス nousuika@town-onjuku.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・キョン・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・カラス・ニホンザル(アカゲザル、交雑種を含む)
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	千葉県夷隅郡御宿町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成27年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・豆類・野菜類・いも類	4,619千円 8.3ha
ニホンジカ	野菜類	33千円 0.1ha
キョン	豆類・野菜類	108千円 0.1ha
アライグマ	水稲・果樹・野菜類・いも類	162千円 0.2ha
ハクビシン	水稲・果樹・野菜類	33千円 0.1ha
タヌキ	水稲・果樹・野菜類・いも類	41千円 0.1ha
カラス	水稲・豆類・果樹・野菜類	64千円 0.2ha
ニホンザル	—	—千円 —ha

(2) 被害の傾向

<p>イノシシは年間を通して被害が発生している。2月から4月には竹林(筍)の掘り返しによる被害。また、8月から9月に水稲、7月から9月にイモ類や野菜の被害を受けている。被害区域は町内全域におよぶが、特に山間地域である七本、実谷、上布施地区の被害が増加傾向にある。</p> <p>近年は一般住宅地域等の法面や道路脇の掘り返し被害が増加している。</p> <p>その他、ニホンジカ・キョン・アライグマ、ハクビシン、タヌキについても年間を通して被害が発生しており、水稲、畑作物、果樹の被害を受けている。被害場所は町内全域。</p> <p>ニホンザル(アカゲザル、交雑種を含む)においては、以前より山間部及び沿岸部の一部で目撃されていたが、近年、住宅地域付近でも目撃されるようになってきている。</p>
---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）		目標値（平成31年度）	
イノシシ	4,619千円	8.3ha	3,234千円	5.8ha
ニホンジカ	33千円	0.1ha	23千円	0.1ha
キョン	108千円	0.1ha	76千円	0.1ha
アライグマ	162千円	0.2ha	113千円	0.1ha
ハクビシン	33千円	0.1ha	23千円	0.1ha
タヌキ	41千円	0.1ha	29千円	0.1ha
カラス	64千円	0.2ha	45千円	0.1ha
ニホンザル	－千円	－ha	－千円	－ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>御宿町有害鳥獣捕獲従事者を中心に檻による捕獲を実施。捕獲鳥獣の処理方法は、捕獲現地理設処理又は清掃センターでの焼却処理。</p> <p>※大型獣用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度 箱わな70基</li> <li>・平成26年度 箱わな70基</li> <li>・平成27年度 箱わな72基</li> </ul>	<p>捕獲従事者の高齢化及び従事者数が少ないことから、担い手の確保・育成。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業及び御宿町の御宿町獣害防護柵購入費助成事業補助金を活用して設置。簡易電気柵等の防護柵設置、資材購入補助を実施した。維持管理については、集落又は設置者で行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度 物理柵 834m 電気柵1,060m</li> <li>・平成26年度 物理柵 0m 電気柵 0m</li> <li>・平成27年度 物理柵 0m 電気柵6,087m</li> </ul>	<p>過去に設置した物理柵の老朽化に伴い、修繕等の経費がかかる。簡易電気柵設置について、御宿町の購入費補助事業も含め広域での防護柵の設置を進める。また、設置後の維持・安全管理についても啓発する。</p>

### (5) 今後の取組方針

檻による捕獲を行い有害獣の個体数の削減、また防護柵等による農作物の被害防止など総合的に取組む必要がある。

捕獲については、被害の発生している農地付近の山林を中心に捕獲従事者が実施する。また、檻等を各従事者が管理する。

従事者については、農地所有者等に狩猟免許取得を推進する。

防護については、国の補助事業等を活用し多くの関係者でまとめ、効率的な設置方法、適正な維持管理の指導を推進するとともに国の制度を活用できない場所については、御宿町獣害防護柵購入費助成事業補助金を活用して整備を進める。

その他、捕獲・駆除が困難な場合、地域住民と共に追い払いや緩衝地帯を設ける等の地域整備を行う。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

夷隅郡市猟友会・御宿町捕獲従事者による捕獲を進めると共に、他の狩猟免許所持者による捕獲を実施していく。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	イノシシ	現在使用している、捕獲檻の設置場所変更を行い、効率的な捕獲を実施する。
～	ニホンジカ	被害状況・出没状況などを踏まえ捕獲檻等の設置場所の変更を行い、より効率的に捕獲の強化を図る。
平成31年度	キョン	
	アライグマ	
	ハクビシン	
	タヌキ	また、農地所有者等に狩猟免許の取得を推進し
	カラス	担い手の育成確保を図ると共に追い払いや緩衝
	ニホンザル	帯の整備など地域住民と協力して被害の軽減に努める。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

過去の捕獲実績、目撃情報及び被害地域からの聞き取り等に基づき設定している。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
キョン	40頭	40頭	40頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
タヌキ	50頭	50頭	50頭
カラス	20羽	20羽	20羽
ニホンザル	— 頭	— 頭	— 頭

捕獲等の取組内容
捕獲は、御宿町全域で実施するが、基本的に被害のある農地の周辺や獣のとおり道となっている場所、目撃情報を基に実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

※許可権限委譲においては、現状従事者が9名と少数であり、手続きにおいても現行のままで支障がないため。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ キョン アライグマ ハクビシン タヌキ	簡易電気柵 2,500m	簡易電気柵 2,500m	簡易電気柵 2,500m

(2) その他被害防止に関する取組

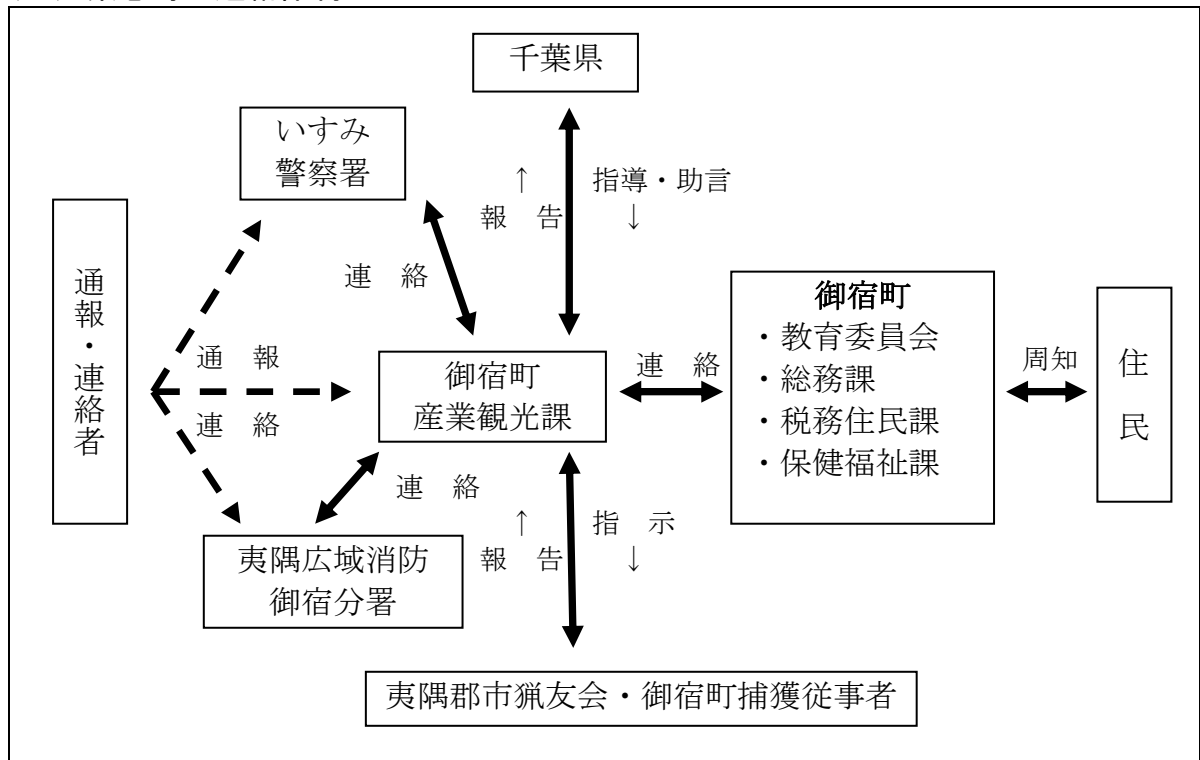
年度	対象鳥獣	取組内容
29年度 ～ 31年度	イノシシ、ニホンジカ、キョン、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ニホンザル	里山の整備や遊休農地の解消を推進して、農家が自己防衛意識を向上させ、有害鳥獣が出没しない環境づくりを実施し、被害防止に努める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれのある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
千葉県夷隅地域振興事務所	情報提供及び御宿町への指導・助言
いすみ警察署	御宿町及び周辺住民の安全対策の実施
夷隅広域消防御宿分署	住民の救助、医療機関への搬送
御宿町産業観光課	緊急時の窓口、連絡調整、
御宿町教育委員会	児童・生徒の避難、安全対策の実施
御宿町総務課	住民の避難、安全対策の実施、消防団等への動員連絡
御宿町税務住民課	住民の避難、安全対策の実施
御宿町保健福祉課	園児の避難、安全対策の実施
夷隅郡市猟友会・御宿町捕獲従事者	緊急捕獲・捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	御宿町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
区長	被害情報の提供
御宿町農業委員会	被害情報の提供
御宿町農家組合長	被害情報の提供
夷隅郡市猟友会・御宿町捕獲従事者	有害鳥獣の捕獲実施
いすみ農業協同組合	被害情報の提供
わかしお農業共済組合	被害情報の提供
産業観光課	被害実態調査及び連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県農林水産部 農地・農村振興課 夷隅農業事務所 夷隅地域振興事務所	捕獲、防止柵等の事業に対する補助、助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

近隣の状況を踏まえながら、現捕獲従事者を中心とした体制構築を関係団体及び関係機関と検討を行う。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に捕獲現場にて埋設処理、又は清掃センターでの焼却処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有効利用等に関する施設の整備及び活用方法について検討する。



9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会及び、千葉県と情報交換等の連携を図る。  
地域全体での被害防止に対する意識の向上。  
住宅地域等への出没及び被害について、関係部署と協力して対応を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。